

令和 7 年度 NHK 歳末たすけあい募金助成要項

1 趣旨

歳末たすけあい運動は、新たな年を迎える時期に、望まない孤独や孤立を防ぎ、安心して暮らすことができるよう地域住民や自治会、ボランティア、NPO 団体、民生委員・児童委員等の関係機関・団体の協力のもと共同募金運動の一環として実施するものです。

現在、県内では物価高騰等による経済的困窮や孤独・孤立の増大が課題となっており、今年の歳末たすけあい運動に寄せられた募金を活用して、非営利団体等による困窮世帯や社会的に弱い立場にある人々への支援活動を応援します。

2 助成対象団体

- (1) 社会福祉の推進を目的とする非営利の団体
- (2) 小規模離島社会福祉協議会
- (3) 児童養護施設等

3 助成額

- (1) 非営利団体
20 万円以内（自己負担金は不要）
- (2) 小規模離島社会福祉協議会
見舞金支給対象者一人につき 5 千円
- (3) 児童養護施設等
令和 8 年 3 月に措置解除予定児童一人につき 7 万円
自立援助ホームは、原則令和 6 年度に進学・就職に伴い退所した者を対象とします。

4 助成対象事業

- (1) 非営利団体による支援活動
 - ① 生活支援活動 例：困窮世帯への食料品、生活必需品の提供など
 - ② 相談支援活動 例：DV・虐待・女性・子ども・若者相談支援等
 - ③ 居場所提供活動 例：DV、虐待被害者へのシェルター提供、社会的孤立の防止や解消のための居場所提供
 - ④ 外国ルーツ支援活動 例：福祉ニーズを持つ在住外国人のための支援活動
 - ⑤ その他緊急支援活動 例：緊急的な相談支援、生活支援（食事・居住）

注 1）本会の他の助成（赤い羽根共同募金助成、りゅうちゃん子どもの希望募金助成等）を

受けている事業は、申請できません。（小規模離島社協、児童養護施設等を除きます。）

ただし、申請時点で当該助成事業の完了報告書を提出している場合は申請を可とします。

注２）地域歳末たすけあい運動の助成（市町村社会福祉協議会助成）と併せての申請はできません。

注３）備品整備事業及び団体会員・施設利用者の交流事業（忘新年会等）金品配布は助成対象外です。

注４）助成事業の対象期間は令和７年１２月１日から令和８年２月２８日までです。この期間に行われた事業の経費に助成します。

注５）団体スタッフ（臨時的スタッフも含む）の人件費・報酬、団体事務所の家賃・水道光熱費は助成対象になりません。ただし、講師等への報酬、食材等の保管倉庫や活動場所の借り上げ料は対象となる場合がありますので、助成申請書の提出の前にご相談ください。

注６）助成決定した助成対象経費の費目以外の支出は認めておりません。申請時点で助成事業実施に必要な費目を検討し、記載してください。

（２）小規模離島の要支援高齢者・障害児者・生活困窮世帯等への見舞金支給事業

地域歳末たすけあい運動を実施している小規模離島社会福祉協議会による要支援高齢者や障害児者、生活困窮世帯等への見舞金支給

（３）児童養護施設等入所児童・里親委託児童の措置解除に向けた自立支援金支給事業

児童養護施設等入所児童・里親委託児童の進学・就職に伴う支度金支給

５ 申請時の提出書類

（１）非営利団体

- ① 令和７年度ＮＨＫ歳末たすけあい募金助成交付申請書（様式１）
- ② 役員名簿
- ③ 事業の実施要項（企画書など）

（２）小規模離島社会福祉協議会

令和７年度ＮＨＫ歳末たすけあい募金 助成交付申請書（様式２）

（３）児童養護施設等

令和７年度ＮＨＫ歳末たすけあい募金 自立支援金申請書（様式３）

６ 申請期限 令和７年１１月２５日（火）

７ 事業報告について

(1) 提出期限 令和8年3月6日(金)

(2) 提出書類 ※各様式は本会 Web サイトよりダウンロードしてください。

※助成申請書類の提出前に、あらかじめ下記様式の内容をご確認ください。

提出書類	(1) 非営利団体	(2) 離島社協	(3) 児童養護施設等
助成金使途報告書 (様式4)	○		
〃 (様式5)		○	
〃 (様式6)			○
ありがとうメッセージ (様式7)	○		○
広報(HP,情報誌)掲載承諾書(様式8)	○		○
領収書の写し	○		
原本証明(様式9)	○		
活動状況がわかる写真※	○	○	○
助成金請求書(様式 10-1)	○		
助成金請求書(様式 10-2)		○	○

※ 写真は、デジタルカメラ等のデータファイルを下記アドレス宛てメールでお送りください。離島社協、児童養護施設等については、個人が特定されないようご注意ください。

E:mail : akaihane@okishakyo.or.jp

8 内定通知書交付式予定日の案内

助成の可否については、12月中旬を目途に決定し、各団体へご連絡いたします。助成決定団体については、12月16日(火)午後2時より沖縄県総合福祉センターにおいて「歳末たすけあい募金助成金内定通知書交付式」を執り行いますのでご承知おきください。(※決定団体へは12月中旬までに通知するとともに本会ホームページにも掲載いたしますのでご確認ください。)

9 助成金の交付

(1) 非営利団体

令和8年3月6日(金)までに、助成金請求書(様式 10-1)を使途報告書(様式4)等に添えて提出してください。

内定額以上の支出があった場合のみ内定額を助成できます。期間内の支出済額が内定額に満たない場合は、支出済額をご請求ください。

(2) 小規模離島社会福祉協議会

令和7年12月16日(火)までに(様式 10-2)「助成金請求書」を提出してください。概算払で交付します。

(3) 児童養護施設等

令和7年12月16日(火)までに(様式10-2)「助成金請求書」を提出してください。概算払で交付します。

10 提出先・問い合わせ

社会福祉法人沖縄県共同募金会

〒903-0804 那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター内

TEL: (098) 882-4353 FAX: (098) 882-4270

E-mail: akaihane@okishakyo.or.jp